

# 札幌市公文書館講演会

## 講 演 録

日 時：平成29年8月26日（土）午後2時開会  
場 所：札幌市公文書館 3階 講堂

## 二代目市庁舎への「改築移転」：昭和9-12年

はじめに

テーマ：二代目市庁舎への「改築移転」と市民とのかかわりを検討

→新庁舎「改築移転」で目指したものはなにか？

「道都：札幌」意識／市民／庁舎新築の関係性

### 1. 「改築移転」へのみちのり

#### ◇新庁舎建築へのうごき

- ・昭和6（1931）年3月2日 札幌市会に建議案提出 →満場可決
- ・旧庁舎に対する状況認識：設備不十分・狭隘→執務能率低下・市民利便性低下  
\*市長「本道の首都たる札幌市並びに市民の庁舎」として「遺憾の点が多い」

#### ◇市庁舎改築委員会の設置・審議

- ・昭和8年2-3月 事業骨子決定：財源／予算／「市庁舎建築設計概要書」
- ・財源の基本構成：基本財産繰入金6万円／寄附金15万円／市債43万円  
→昭和9年7月19日 札幌市会：原案通り可決

#### ◇市庁舎建築費寄附募集委員会

- ・昭和9年7月 委員会設置
- ・同年8月 寄附募集方法・“寄附金配当”決定／「市庁舎改築大要」

#### ◇起債

- ・昭和9年8月25日 起債許可申請 →昭和10年1月22日 起債許可
- ・参考資料作成：他都市事例調査

#### ◇建設工事

- ・昭和10年7月3日着工／8月3日地鎮祭／11年7月30日上棟式
- ・昭和12年4月19日 竣功式 →4月25日移庁式 \*記念品

### 2. 寄附金の募集と市民協力

#### ◇市庁舎建築費寄附募集委員会による具体的募集方法検討

- ・昭和9年8月11日協議会開催（於・豊平館）→方針確定・募集開始

◇寄附金募集体制の確立

- ・募集委員会を中心に地域を組織化：祭典区を単位に「有志者」（地域協力者）動員
- ・寄付金の割当制：税額・寄附実績を基礎に対象者調査・選定  
    区別に割当額が設定→委員が調整／申込後は納入義務

◇寄附金募集／申込動向と「未納・督促」

- ・昭和9年8月（表1）／10年7月（表2）／12年4月（表3）
- ・「未納金」を確認→昭和12年4月25日付 督促状送付

◇市民による寄附金提供

- ・多額・多数の寄附金提供→一般市民の広い層が参加／消極姿勢批判も
- ・竣功式に寄附者招待／一般公開日設定

3. 新庁舎の特徴：他都市との比較から

◇他都市事例調査（表4）：

長崎・金沢・神戸・熊本・福岡・京都・高松・仙台・広島・久留米・郡山・名古屋・静岡

◇札幌新庁舎の特徴

- ・国際建築様式／塔屋のないデザイン／市民向設備の充実
- ・多額の市民寄附金による建設  
    ⇒「市民の市役所」という性格

むすび：新庁舎「改築移転」にみる「道都札幌」と市民の関わり

- ・都市：札幌の地位向上＝「内地並み」／「道都」意識
  - ・住民の意識変化：「区民」から「市民」へ／市民としての「責務」意識 →寄附金提供
- ⇒都市としての発展と市民意識の変化／結節点に「新庁舎の改築移転」が位置づけ
- \* 「道都・札幌」新時代到来の象徴的存在

◎開 会

○司会（宮口） 本日は、札幌市公文書館にお越しいただき、ありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます公文書館事務職員の宮口と申します。よろしくお願いいたします。

最初に、簡単に本日の流れを説明いたします。

これから、講師から約2時間の講演をいただき、途中で休憩を挟ませていただく予定です。講演終了後は質疑の時間を設けさせていただきますので、この機会に聞いてみたいことなどがあれば、後ほどよろしくお願いいたします。また、受付でアンケート用紙を配付させていただいております。こちらについては最後に回収いたしますので、回答をよろしくお願いいたします。

早速ですが、本日の講師を紹介させていただきます。

講師は秋山淳子さんです。

秋山さんは、ことし3月までこちらの公文書館で専門員として勤務しておりました。現在は、北星学園大学の非常勤講師として学生に歴史を教えるなど活躍しております。

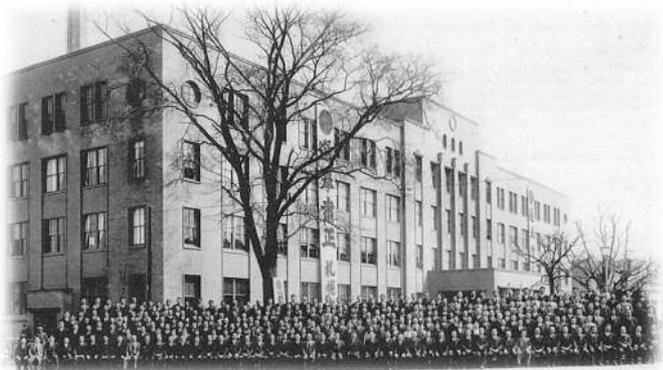
それでは、秋山さん、よろしくお願いいたします。

### ◎講 演

○秋山 ただいまご紹介いただきました秋山と申します。

本日は、拙い話になりますが、暑い中、ご足労いただき、誠にありがとうございます。短い時間ですが、よろしくお願いいたします。

今日は、画像を結構見ていただくつもりです。これは、まさに今日の主人公となる2代目札幌市役所の庁舎です。この写真が見える範囲にお座りいただければと思います。今、後ろにお座りで見にくい方がいらっしやいましたら、前の席にご移動いただければと思います。



2代目札幌市役所庁舎

では、始めさせていただきます。

本日は、2代目市庁舎への改築移転というテーマです。中心になる年代は昭和9年から12年で、ちょうど日中戦争が始まり、戦争という時代が本格化する直前というか、いわゆる戦中期に入る直前の時期の札幌市の空気感について一緒に検討していただきたいと思っています。

まず、そもそも移庁するということなので、前の旧庁舎に当たるもの、こちらが明治42年、1909年に建設された庁舎になります。木造2階建ての洋風建築といった非常に瀟洒な建物です。しかし、これがそろそろ老朽化してきたので、新しい市役所の庁舎が必要だよという話から本日の話になります。



1909年建設 庁舎

それで、でき上がるのがこちらです。

昭和12年4月19日に竣工式が行われました。「竣工」の「功」の字が「成功」の「功」も使いますが、こちらが竣工し、この月の25日に移庁式が行われて、札幌の新しい市役所の建物になります。

ちょっと見にくいかもしれませんが、チラシにも載せておきました、記念品（文鎮）が



2代目札幌市役所庁舎竣工

前にあります。これは、この建物を模したものになっております。後でお手にとっていただく時間をつくりたいと思います。

では、きょうのテーマを説明します。

2代目市庁舎の改築移転と市民ということで、市民とのかかわりから庁舎改築をどう捉えたらいいのかを考えたいと思います。

私は、「改築移転」という言葉にわざわざ鍵括弧をつけて発表しています。なぜ改築移転につけたかという、建物を新築して、そちらに移ることを指しておりますが、行政用語で、同じ機能の建物であった場合に、改築という言葉を使います。そうすると、同じ建物で一部を改築する言葉と一般の方が混同される可能性があると思います、改築移転に鍵括弧をつけております。市役所の改築移転というのは、全面建て替え、しかも移転を意味する新築移転であるということを定義として確認しておきたいと思います。

この改築移転の経緯について、1番で見たいと思います。中心になるのは、昭和9年から12年です。この中で、改築計画の立案や資金調達、竣工、移転、開庁に至るまでが展開します。

次に、テーマと関連して、市民とのかかわりという点で、今回は寄附金を募集して市民が多数応募したことにクローズアップしていきたいと思い、2番目でそれを取り扱いたいと思っています。

そして、もう一つ、ここまでが新庁舎がどのようにつくられたのかという話で、でき上がった新庁舎というのはどういった建物と考えたらいいのかということです。私は建築の専門家ではございませんので、いわゆる様式などの面では完全に素人ですが、当時、札幌市が参考にした他都市があります。そういった資料が出てまいりましたので、他都市との比較という視点から、札幌の事例をどう考えたらいいのだろうということを、歴史家である私の視点から考えたいというのが3番目の中身になってまいります。

以上の三つの流れで全体を構成してまいりたいと思います。

その上で、新庁舎の改築移転で札幌市が目指したもの、その当時の時代の中で改築移転とはどういうものだったのだろう、どう位置づけたらいいのだろうということについて、キーワードは、道都意識であったり、新しく出てきた札幌市民であったり、それと庁舎の新築がどのような関係にあるのかというのを最終的に位置づけていきたいと考えております。

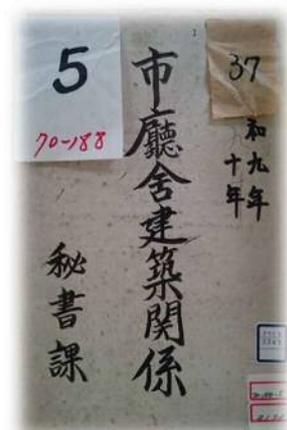
では、早速内容に入ってまいりたいと思います。

1番の改築移転への道のりです。

今、簿冊の写真を出示しておりますが、この辺に並んでいるもの



竣工記念品（文鎮）



市庁舎建築関係簿冊

です。非常に古めかしく、ぼろぼろになっておりますが、中には非常に濃い内容のものがあります。これらは、既に公文書館で公開になっている特定重要公文書です。ですので、皆様方も、閲覧室に行ってお請求いただければ、即日でお手軽に手にとって全面的にご覧いただける資料です。ですので、もしよかったら、今日の話をお聞きいただいた上で、ご関心のある現物を一つ一つお手にとって読んでいただければと思います。

まず、新庁舎建築への動きについて、前史から振り返ってまいりましょう。

まず、札幌市自体ですが、もともと、明治12年に札幌区が設置されたときに、初めてちゃんとした区役所をつくろうという話になり、南2西5に区役所が新築されたのが一つのメルクマールだそうです。その後、この建物自体は、木造で、多少、耐久性に乏しかったと思いますが、移転を重ねていった様子が見てとれます。例えば、新札幌市史の年表を見てもあちこちの住所が出てまいりまして、正直、私は全部を追いかけることができませんでした。中心部で移転を重ねていたようだ、というのが明治期の札幌の役所の姿だと思います。

それが大きく変化を遂げたのが明治42年、先ほどごらんいただきました1909年の改築移転で北1条西2丁目につくられた建物です。その意味で非常に画期的な建物でした。これが今回の旧庁舎に当たるものです。

この旧庁舎は、昭和になると、そろそろ老朽化が厳しくなってきた、何よりも手狭になったということが大きな理由になってきたと思いますが、昭和6年に札幌市会に新庁舎をつくりましょうという建議が出されます。この建議は、当時は30数名の市会議員がおりますが、このうちの28名が連名で提出しており、満場で即日可決されています。しかしながら、この建議が出たところですぐに庁舎ができるわけでもなく、そういった意識は共有したというところで話が終わってしまったようです。

そのころの庁舎に対する状況認識について、典型的なものを拾ってみました。例えば、市長も「今日の市政に対して、狭隘で設備が非常に不十分だ、採光、通風等も甚だ不良だ」と言っています。その結果、職員が病気になってしまったり、風も通らないし、昼間も日がきちんと入らないので「ずっと明かりをつけなければいけなくて不経済である」とか、いろいろな不満が出てきます。そしてさらには「腐ってしまって壊れてしまった場所もある」という表現すら出てまいりました。

そうすると所員の執務に対しても非常に能率が悪く、かつ、そういった庁舎であるがゆえに、近隣にたくさんの分室をつくって、あちこちに機能が分散化してしまったという事態であったようです。その結果、市民の利便性も大きく低下しているというのが昭和の頭の旧庁舎に対する状況認識です。

そういった中で、市長はどう言ったかという「本道の首都たる札幌市並びに市民の庁舎として甚だ遺憾だ」という表現を使って、「本道の首都たる札幌市及びその市民」もう札幌市になっていて、区役所ではありませんので「その格に見合ったものが必要だ」という言論がだんだんに出てまいります。

それを裏づけるものとして、データを持ってまいりました。

例えば、先ほどの建物ができた明治末との簡単な比較をしてみましよう。

まず、人口ですが、当初は約7万程度だったものが昭和8年には約18万人になりました。そして、職員数も、まだ区役所ですから、資料によって数字が違いますが、70人や50人という数字が出てまいります。ところが、昭和6年から9年ぐらいでならずと、基本的に約250から310人の職員がいましたので、相当程度の割合で大きくなっていることが一目でご理解いただけたと思います。

こういった状況で話題にのぼりはじめたのが昭和6年でしたが、もう一度、昭和8年に札幌市会の中で動きが出てまいります。それは、市庁舎の改築委員会というものをつくってきちんと検討しようという動きです。昭和8年2月に「市庁舎改築委員規定」を市会で可決し、3月に委員が設定されるようになります。

この委員会では、具体的に市庁舎をつくるための案を練りましようということで、経費、予算手当、それから「市庁舎建築設計概要書」というものをつくります。

この中身を少しだけご紹介しましょう。

市庁舎新築設計概要書というものですが、大きく分けて二つの新市庁舎の案で提起されていきました。第一案というのが大通西1というところになります。第二案が北1条西4丁目になります。この2案については、具体的な内容を出しておきます。

第一案です。大通西1というと、当時、豊平館や公会堂があるような地域で、一体どこに敷地があるのか、私もよくわかりませんが、そこにある程度まとまった形の建物をつくるという具体案が出されております。それに対して、第二案にもほぼ同じようなことが書いてありますが、こちらは北1条西4丁目です。結論から申し上げますと、ここが次の新庁舎がつくられる場所になります。

この2案ですが、この後、起案との関係で見えていくと、北1西4には、もともと、市役所等の敷地の候補地としてある程度の土地が保全してありました。しかも、その横には道庁の敷地があり、そこに道庁の官舎の敷地があったそうです。その道庁敷地に関しては、中島地区に札幌市がいくつか土地を持っており、その遊休地に官舎を建築して、それと土地交換するという格好で話が進みまして、第二案で話が進んでいくことになります。

それぞれ財源がどうなったかという点、先ほどの第一案だった場合、最終的に敷地になる北1西4も売ると書いてあります。現在の庁舎の敷地も売って、それを基本にして、さらに、既にある財産の支消や寄附金、市債という言葉が既に出てまいります。第二案は、現庁舎の敷地売却だけで何とかやり、あとは同様の方法でやりましようという内容です。

ですので、結局は、第二案の北1西4を生かす方向でないと最終的にはうまくいかなかったもので、どうして第一案があるのかは現状わかりません。市議会小史にも第二案に決定した理由はわからないと書いてありますが、一応、起債の関係ですと、第一案の隣接地に学校敷地があり、その拡張予定地にしたいという考えと合わせて、こちらの土地は不適格ということになっていたようです。裏はとり切れませんが、とにかく第二案の方向で全体

が決していきます。

その後、この委員会で庁舎の建築計画について、昭和9年から11年に3カ年で事業化していこうとはっきりと打ち出されるようになります。そういたしますと、経費予算の具体化が必要になります。

これが経費予算の具体化の内容です。表の横の数字をごらんください。

基本財産の繰り入れ、それと寄附と市債が庁舎建築の財政の三つの財源になっていきます。この方針はここで決定して、このまま続いていきます。

基本財産の繰り入れは6万円ですが、寄附金で15万円、市債が43万円とかなり大きな比率を占めていて、総額で64万円という試算がなされていきます。これがベースで、変わりません。

このように、全体の具体化が済んだところで、それを可能にするための条例案等の案件を市会にかけます。このときには、非常に重要な案件だということなので、特別委員会に付託され、審議が比較的長く行われますが、この中で市長が一生懸命説明し、実現にこぎつけるようになります。その結果、先ほど申し上げたような財源を実質的に動かすための案件が下に四つ出ています。4月19日にまとめて原案どおり可決となり、めでたく事業化が決定したのが昭和9年で、ここから本格的な動きがスタートいたします。

今度は何が大事かという、先ほど財源で寄附金が大きかったという話をいたしました。そこで、次に「市庁舎建築費寄附募集委員会」というものがつくられます。これは、7月31日に委員会設置になりますが、その後、8月に何回かに分けて委員会協議を行います。その結果、募集委員は、先ほど出た建築検討委員会も市議がかなり頑張っていました、市議プラス市役所の職員、そして、地域の代表者です。具体的には、祭典区ごとに、最初はその地域の有力者となっておりましたが、そのうち、これは言葉としてよろしくないから有志者に変えようという言葉が出てきて、最終的には有志者という言い方になりますけれども、地域の代表委員がこれに加わる形で募集委員が構成されて、その人たちが集まって募集するという事です。それから、祭典区ごとに担当者が分かれて地域の中に勧誘を仕掛けていくという構造ができていきます。

そして、問題は「寄附金配当が決まります」と書いてあります。「寄附金配当」とは何だ、と思われると思います。配当という言葉が違うのです。何かといいますと、寄附金をどの地域にどれだけ賦課するか、割り当てなのです。供出割り当てなどと同じイメージで捉えてください。それを祭典区ごとに上から割り振って、募集委員が地域に入って「しっかりかき集めてきなさいよ」という意味が「寄附金配当」に込められています。ですので、決められた額をそれぞれが頑張るという体系がつけられます。そして、あわせて「市庁舎改築大要」もこの委員会の中で承認されていきます。これらを経まして、

市債		寄附金		基本財産	
五、六〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
五、六〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
五、六〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇
五、六〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇

経費予算

ついに市民への寄附金募集活動が本格的に展開していくことになり、昭和9年8月中ごろあたりから募集が開始されていきます。これにつきましては、2番の寄附金の募集と市民協力のところでもう少し詳しく中身を追っていくことにして、今は次へ参ります。

先ほどの「市庁舎改築大要」で建築計画の概要が決定するので、ここでご紹介しておきましょう。中身を皆さんにお配りしようかと思いましたが、多かったので、ここにちょっとだけエッセンスを書いておきました。

敷地、坪数、建物構造、鉄筋コンクリート、地下1階込みで、全体が5階建て、一部6階建てという非常に立派な建物がつくられることとなります。

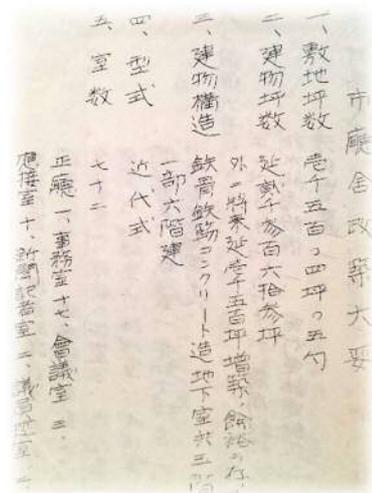
ここに形式は近代式と書いてあります。当時の言い方がよくわかりませんが、建築の様式でいいますと、国際建築様式、インターナショナル様式と呼ばれるようなものです。また、具体的な設備がどうであるとか、工費64万円、そのうち寄附募集予定金額は15万円、ここまでしっかりここに書いてあります。

そして、こういったことをもとに起債することになります。

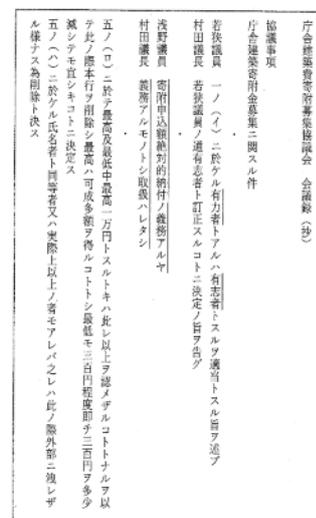
先ほどご紹介した三つの財源ですが、もともとの基本財産の繰り入れ6万円があって、先ほどの市民からの寄附金が15万円で、もう一つ、最大の財源に充てられるのが市債です。市債は、当初43万円で計画されました。しかし、この43万円のうち、北海道の官舎の敷地と土地交換するという話を先ほど申し上げましたが、その土地交換をするためにそこに官舎をつくるということになりました。その官舎の建築費等々の経費が起債の中身に入っていました。それは大蔵省から削られまして、その土地交換経費をカット、総額は41万5千円で許可申請をしますという形で話が進んでいきます。

この起債の申請に対して、中身を確認しないとイケないので、大蔵省の営繕管理局に設計原案を出しました。札幌市職員の遠藤技師がつくった素案を、彼自身が大蔵省に説明に行つて中身を確認してもらったところ、周りの建物との調和の意味から、外装はタイル張りにしろという指示が出されます。もともとはコンクリート打ちっ放しのようなイメージだったようです。その外装にタイルを張れという変更だけで、全体としてはそのままよしと許可がおりまして、最終的に、昭和10年1月22日に起債許可がおります。

レジュメの後ろに資料がつづつてありますが、資料1、資料2と書いてあるA4判のものと理由書の三つになります。この「理由」とある資料は、今、画像を出している起債の理由書に



市役所建築大要



資料1

なっています。

ここに当時の状況とといいますか、隣接の学校との関係も含めて書いてありますが、楷書体でもありますし、比較的読みやすいと思ったので、全文を皆さんにご提供しました。よかったら、後でゆっくりごらんになってください。

この中身を細かく見ていきましょう。

起債の理由として、庁舎建築のためには、現庁舎が非常に古くて、時代に合わずに、狭隘で施設が不良であるといっています。さらに、創成小学校だと思いますが、隣接の学校敷地もいっばいで、今度はその拡張の可能性も浮上してきました。

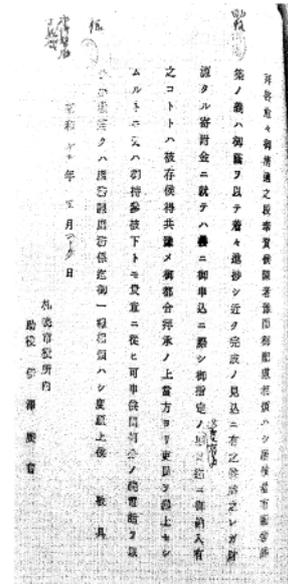
そういった意味で、今後の市政の発展、さらに、周りの都市もだんだん大きくなってきましたので、それらとの合併ということも視野に、いわゆる大札幌市と言っていました。都市拡張という文脈ともあわせて、今後、市庁舎としてしっかりとした体裁のものをつくらなければならないと、新庁舎をつくる理由を示しています。

そして、一つ大事な点として、財源としては市民に課税の負担をかけたくないということを言っています。当時、札幌全体の経済は不況続きで、まだまだ厳しい時代でした。ですので、市民の増税などへの理解があまり得られないであろうということだと思えます。課税収入を財源化しない、ということは最初のころから言っていますが、具体的な話は書かれておりません。おそらく、慢性的な不況状態に対して、そこは避けたいということだと思えます。むしろ、今、市は起債をたくさんしていますが、それも失業対策事業としていわば「ばらまく」ものが多か

った。そういった事業をたくさん展開しているところで、市庁舎で建てるからといって増税、という文脈は大変なじまないという空気感だろうと推測しますが、その意味で課税収入を財源化しないと言っています。そのかわり、ぜひとも起債させてくれという形で理由書がつくられています。

この起債につきましては、おもしろい話に飛び火していきます。

当然、この時期は本州全体も経済的に難しい時期ではありますので、起債許可について、参考資料を相当程度そろえなさい、市庁舎をつくるのなら、もうちょっと研究しなさいという要求があったろうと考えられ、市庁舎の参考資料を提供するために市の職員が東奔西走しましたという話につながります。



資料 2



理由書

お手元の新聞資料でお配りしています。図面があって、その次に新聞資料が①、②、③、④とあります。この新聞資料の①につけているものは、今、画面で出しているものです。

ここを見ると、庁舎の起債は相当困難云々とあり、参考資料を求められ、金沢、広島、静岡の各市を「大急行で視察した」と書かれています。そして、視察した結果、いずれも札幌市より大規模なものであり、特に静岡は堂々たるものであったということが書かれています。ですので、このあたりで、ほかの地域の事例と自分たちをどう考えればいいのか、そんなことが札幌の市庁舎建設にもかかわってまいります。これにつきましては、3番目でゆっくり取り上げたいと思います。起債

に関して、こういった調査が行われて、かなりいろいろな情報が札幌に入ってきたということだけ今は確認しておきたいと思います。

そして、順調に工事に入っていきます。

入札を行うわけですが、このときの入札対象は実質6社になったそうです。その条件として、市内に本社や出張所があるため市に市税を納入している者、さらに、今まで大きな建物系の公共事業の完成実績を持つという条件がついていたそうです。そういった経験のある在札幌の企業を調べたところ6社だったと書いてありますが、そのうちの株式会社木田組というところが落とされたそうです。私は、木田組について詳しくわからなかったのですが、もしご存じでしたら教えていただけるとありがたいです（後日、参加者から実績のある業者であることをご教示いただきました。）。

この木田組によって落札されて、昭和10年7月に着工、8月に地鎮祭、翌年、1年かけて上棟に向かいまして、さらに、次の年、昭和12年4月19日に竣工式となります。この間は、事故もなく、非常に順調だったということ竣工式の事務報告の中でも触れられております。こうして、札幌の新庁舎が無事に完成いたします。

今、ここに画像（3P 2代目札幌市役所庁舎と同写真）を出しておりますが、『移庁記念写真帖』という写真アルバムが作成されています。この写真は、アルバムのなかの新しい庁舎前で全職員が並んで記念撮影をしているところです。私としては、むしろ後ろの選挙粛正が気になる場所ですが、時代感のあるいい写真だと思います。皆さん、大変誇らしそうに並んでいらっしゃいます。実はこの写真というのは、木がちょうど冬枯れているので、建物がよく見える割と珍しい写真です。ほかには木々が比較的茂っている写真が多いのですが、全体像が見やすい写真をごらんになりたいときには、『移庁記念写真帖』は非常にお勧めです。

こうして移庁が行われまして、その記念品がこれです。先ほどから皆様方にもご説明していましたが、既にチラシでごらんになっている方も多くかと思いますが、これが記念の



新聞資料 1

品として文書に出てまいります。文鎮の横に置いてある簿冊を拡大しています。「庁舎模型文鎮」と読めます。この庁舎模型文鎮が職員全員へ贈与されたという記録が残っております。なお、このときには正式な吏員だけではなくて、外局の雇員まで含めて全員にわたるようにしたいと通知が行ったそうで、エレベーターガールまでもらったという話が伝わっております。この文鎮は、札幌市のOBの方からプレゼントしていただいて、札幌市公文書館の財産になりつつありますが、これからちゃんと登録すると思います。そのうち、行政資料になるのですか。特定重要公文書にはならないですかね。

○公文書館専門員 検討しています。

○秋山 検討されているのですよね。そのうち、特定重要公文書か行政資料かわかりませんが、札幌市の正式な資料として公文書館で保存、活用されていくのだろうと思います。

以上が札幌市の新しい庁舎ができるまでの道のりを確認したところです。

次に、寄附金の募集と市民協力をクローズアップしていきたいと思います。

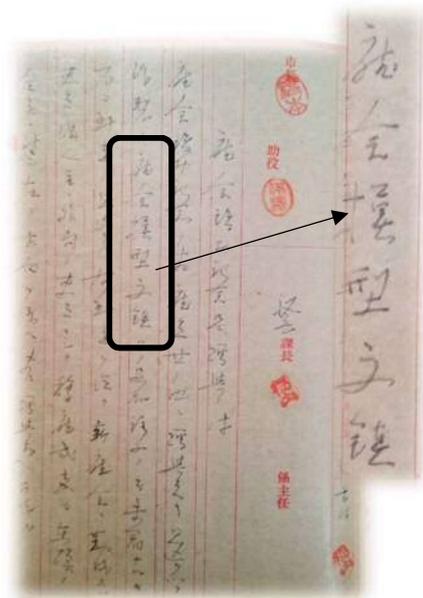
先ほどの復習になりますが、昭和9年7月末に「市庁舎建築費寄附募集委員会」の設置が市会議員の協議会の中で決定されて、8月から具体的な協議をしていたという話をしましたが、この点についてもう少し詳しく見ていきましょう。

この募集委員のメンバーですが、です。委員の中には、市議、それから、地域の代表者というのは、祭典区別の有力者ではなく有志者、そういった人たちが含まれております。

それから、納期についてですが、まずは一括で納めてほしいのだけれども、一応、3カ年事業でやっていますので、昭和9年、10年、11年に3分割で納入しても構わないという形でやっている場合が多いです。

それから、寄附金の「配当」についてはこの後もう少し詳しく見ていきますが、割り当てが決められていきました。さらに、そういった総元締めをする役割として、市議の中から7名が選ばれて、特別委員として中枢で事業を摂りまわしていきます。この人たちを中心に8月に特別委員会が開催されまして、一般の地域代表の方々はまだ選出されておられませんので、市議と市役所の中の人たちで話が進められていきます。寄附金の配当修正決定という話が出てきますが、これは、この後、表を見てもらうので、そのときに詳しく見ていきましょう。

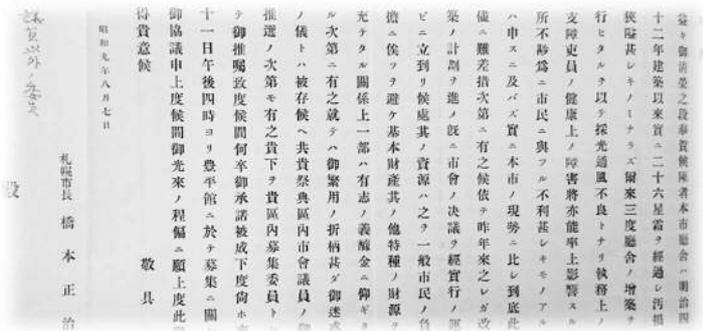
その後、8月7日には、先ほどの募集委員が実際に地域の中で選ばれてきますので、委嘱状を発送することになります。その最終的な内訳ですが、市会議員は33名で、議員の大半が名を連ねます。そして、一般委員というのが地域代表です。あとでみる委嘱状を出して、各地で勧誘して入ってもらった人たちです。そして、市職員が各区へ担当制でつけ



自昭和10年至昭和12年  
市庁舎建築関係書類

られ、この3者によって募集委員が構成されることになります。

こちらが、募集委員の一般委員用、議員以外の人たちに出された委嘱状ですが、画面で中身をご紹介します。まず、今の市庁舎は、明治42年から供用開始しており、3回も庁舎の増築を繰



り返して、採光・通風不良、執務上の支障、吏員の健康上の障害等、市民に与える不利益もあるということで、いつもの現状を嘆く文言が躍ります。

そして、本市の現勢に比し、到底このままにしておいてはまずいということで、改築を実行する上での経費、すなわち「資源ハ之ヲ一般市民ノ負担ニ俟ツヲ避ケ」とありますが、この負担というのは税負担という意味です。税負担ではなくて、基本財産その他特殊な財源を充てる、その関係上「一部ハ有志ノ義醸金ニ仰ギタル次第二有之」、ここが寄附金をぜひとも出してほしいという説明です。ついては、「御迷惑ノ儀トハ被存候へ共、貴祭典区内市会議員ノ御推選ノ次第モ有之」、ここが先ほど出た市議の委員の中で選定が行われて本人に話が行くというところ。その人に何とぞご了解していただきたい、ついては、発足会のような格好ですが、一般の募集委員も含めて、全員で集まって8月11日に豊平館で協議会を行います、ぜひそれに参加してください、という委嘱状に添付のお誘いの文書になります。こういったものが地域の代表者に配られていきます。これが80数枚、地域に回っていくわけです。

こうして8月11日に募集委員会協議会が招集され、全体大会のようなものですが、豊平館で麗々しく行われています。このときの参加者は総数90名近かったのではないかと思います。出席者は、市役所から市長、助役が来て、市会議員22名等々、中核の人々が全員顔をそろえて地域の委員を迎えて、全体の体制構築をするという会合です。ここで、今まで議論してきた寄附募集の方法を打ち合わせて、さらに、建築計画の全体を報告して共有するとともに、これが一番大事ですが、各区の寄附予定者名簿を配付して情報を共有します。

このとき、1口2千円以上は非常に大口になるので、市が直接扱するという区から分離します。区の担当を「方面」という言い方をしますが、方面担当外は1口2千円以上、もしくは大きな企業関係は市が直接扱いをしています。それ以外の地域の寄附予定者とありますが、その人たちを一覧化したものについて、会議録を見ながらご説明したいと思います。皆さんのお手元の資料1（8P掲載）をごらんください。

全体会議で集まって何をしたかという、「有力者」とあるのを「有志者」と訂正したというのがここに明確に出てきます。それから、「寄附申込額ノ絶対的納付ノ義務アルヤ」とありますが、この意味がわかりますか。予定者を決めて、そこに割り当てが降ってきま

す。その予定者が割り当てられたものを承諾して、「私はいくら寄附します」と申し出た  
とします。例えば、3年の年賦で払いますと言ったとしますが、その人の経済状況が途中  
で悪くなったとしても、その人の申込額は絶対的納付の義務があるのか、とこの議員は聞  
いています。そうしたら、議長は何と答えたかという、「義務アルモノトシ取扱ハレタ  
シ」とあります。義務があるのですね。すなわち、これはほぼ税金のようなものです。寄  
附というのは、我々の感覚では、いわゆる自発的に出すものであり、額であるとかは我々  
の側に裁量があるというイメージが、非常に現代的な寄附金のイメージだろうと思います。  
しかし、この寄附金は、そもそも、募集委員会の中で目ぼしい寄附予定者を選定して、こ  
の人が予定者だから、委員はこの人とちゃんと折衝してしっかり取ってきてくださいね、  
さらに「寄附したならば納入が絶対だ」、そういった文脈になっていくわけです。

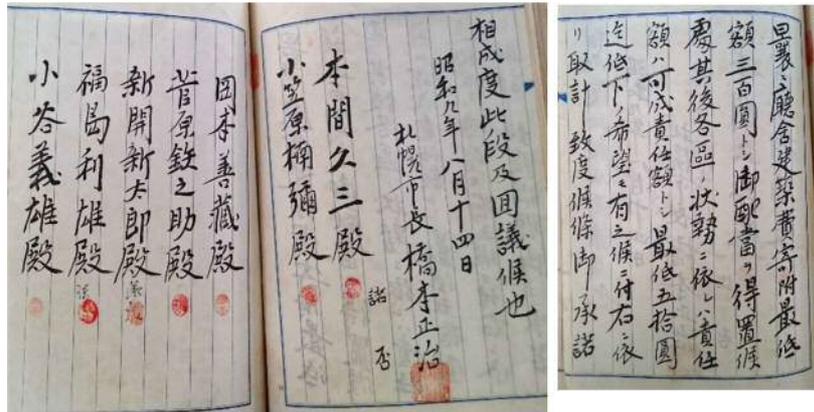
さらに、募集に際して金額を記入していないと書いてありますが、その説明がここに出  
てきます。具体的にいいますと、五ノ（ロ）ですが、寄附金額は、最低が300円、最高  
1万円と原案には書いてありました。それに対して、最高を1万円とするときは、これ以  
上は認めないということになっていますが、認めないのではなくて寄附ができるならもっ  
とたくさんしてもらいたいわけです。ですから、この際この行は削除してしまって、最高  
はなるべく多額を得ることとし、最低も300円程度、すなわち、300円を多少減じて  
もよろしいと設定されたと書かれています。この最低額と最高額については、この後も議  
論が行われます。また資料が出てきますので、そのときにご説明しますが、これは11日  
の議論です。

さらに、五の（ハ）は具体的な個人の名簿です。この人が予定者ですとターゲットにロ  
ックオンされている名簿です。その指名者と「同等者又ハ實際上以上ノ者」、もっといい  
人も実際はいるでしょうということです。そういう人達に対して、指定者が外部に漏れた  
ら、その人たちを勧誘するのが難しくなるから、この名簿は絶対に漏れないようにしたほ  
うがいいことに決まったということが出てきます。そしてさらに、この後、金額もはつき  
りさせないほうがいいということが次の特別委員会で決まっています。

このように、実際にはお金の支出をお願いしに行くわけですが、その対象者達には、相  
当程度、情報を漏らさないで、この募集委員会が一生懸命暗躍していく、これが市民から  
募る寄附金を集めていく際の構造だったというのが今回の資料でわかってまいりました。  
「寄附金」という言葉からは想像がつかないような、非常にもやもやするような構造であ  
るということがわかってきています。

さらに、先ほど言いました最低額について、こちらの画像を見てください。市長からの  
回状です。寄附最低額は「三百円トシ御配当ヲ得置候」と言っていますが、「配当」は「割  
当て」もしくは「押しつけ」と読んでください。1口300円で相手に吹っ掛けなさいと  
いう話でしたが、その後、金額は各区の情勢により「可成責任額」となっています。すな  
わち、一旦受けたからには、その額はしっかり耳をそろえて納めるという「責任額」であ  
るのだから、300円に固執せずに最低50円まで低下の希望もあるので、いいですかと

市会の特別委員に回覧で送っています。この市長からの提案に対して、諾否があり、みんながいいよと判を押しているのがわかるかと思います。その結果、300円は無事に50円になりました。さらに、この後、私が調べましたところ、実際は



市長からの回状

30円まで確認できました。ですので、むしろ、責任額としてきっちり納めるならば、もう額は問わない、裾野を広げる効果はここにはあったということにつながってまいります。これが寄附金の最低額の引き下げで、市民とのかかわりでは大事なポイントなので、ご確認しておいていただければと思います。

○フロア 300円とは、現在の金額では幾らですか。

○秋山 金額の話はよく聞かれて、1万倍と言ったりしますが、それだと多過ぎるという意見もあるので、ゼロを4個つけて、ちょっと減じて8掛けぐらいみたいな言い方をします。ただ、金額は、その時々、例えば政治情勢によって価値観も変わってまいりますので、一応、そのような計算式で概算していただければと思います。だから、30円と言っても結構な額です。でも、このように裾野が広がったというのは、この後、市民にとっては、いろいろな人が参画できる状況が整ってくるということにつながっていきます。

今のところ、寄附金募集体制はどう確立されたのだろうかというのをまとめました。

まず、募集委員会を中心に、地域が組織化されて寄附金の、あえて徴収という言葉を使いましょうか。募集と応募というよりは、むしろ徴収に近いと思います。「寄附金を徴収する」というのはとても変な語感ですが、そういった状況が生まれます。その中核は、市会議員であり、市役所の職員が補佐しました。この人たちがもともと素案をつくって、対象者を決定して、それを地域の有力者ならぬ有志者に協力を得て徴収していくという体制になります。ですので、地域コミュニティーのユニットの中の祭典区というのは、当時、大変有効な区分だったと思いますが、それを活用していくことになります。こんな話をすると、このちょっと後にやってくる戦時体制の話にとっても似ているのではないかとお考えになる方もいらっしゃるのではないのでしょうか。私は、とてもそんな感触を得ました。

そして、もう一つ、寄附金そのものをどう集めたのかという点です。まず、寄附金の予算は15万円ということになっておりました。配当という言葉を使っておりましたが、私の言葉で「割当制」と書きかえてみました。実際の簿冊の中には、税額や寄附実績、各地域の個人個人の資料がたくさん入っています。例えば、何年の税で300円以上納めている人のリストや、つい前年にできた札幌警察署の建物を建てる時の寄附金の応募者で

あったり、昭和2年に札幌市公会堂をつくりますが、そのときの寄附実績といったもの、実際の戸数割額や所得税、そういった資料から勘案して、祭典区ごとに対象者を調査します。おそらく、最終選定でリスト化する前に本人に確認をしていると思いますが、そこは裏が全くとれません。でも、いきなりリストがこの委員会の中にぼんと出てきます。そこには、何々区、予定者誰々と書いてあり、そのうちそれに、誰々には幾らという金額の割り当てがついていきます。おそらく、それを完全に頭から押しつけるのは難しいと思います。ご本人に調査という言葉が入っていますので、リスト化される段階で、あなたをリスト化していいでしょうかという問い合わせが行き、かつ、あなたは、幾ら、いつ、一括納入と3年分割がありますので、どう納めたいですか、という調査が行っていると思います。多分、その調査の原票だろうなという資料もこの中には入っていました。ただ、そうと明確に位置づけられず、推測の域を出ませんが、地域の中にまず入って、意向調査をした上でリストがつくられていると思います。しかしとにかく、この簿冊に出てくるところは、いきなり名前と金額が人の上について、予定者として入っている、そういう形で出てまいります。

それをさらに祭典区単位の「区」で割当額を決めていきます。この割当額は、先ほど言いました調査の積み上げ額と、全体の15万円をどう割るか、そういった上下からの兼ね合いで調整した上で決められていると思います。ここも裏がとれません。ですが、区別に配当が決まりまして、それを委員会の中で共有し、その数字を委員が地区の中に持って帰ってご本人たちと調整します。ただ、予定者だけでは賄い切れない部分もたくさん出てくるところに、先ほどの寄附の最少額が下がったことが功を奏してきます。ほかの人々にもたくさん声かけられる条件が出てきます。そういった中で、当初予定していたより、だんだんと寄附に応じた人数が大きく膨らんでいく結果につながっていきます。これは、後で表を見ながらご説明していきたいと思います。

この中で、先ほど申しましたように、2千円以上の大口であったり企業関係は市の直接扱いになっていますので、これは、区ではなくて、区外という言い方だったり、方面外という言い方をし、そちらで対応していました。先ほどの会議録に出てきた言葉ですが、ここに、寄附申込書の束があります。このページは、寄附申込書の今井雄七さん、この人は今井百貨店の今井さんです。今井さんは、一番多い金額を寄附した人です。この方は、1万5千円を寄附しましたが、ゼロを4個つけて、ちょっと減じても億単位だよねという話を、皆さんと講演前の雑談でしていました。今で言うところの億に当たるような金額の寄附申込みをしますという文書です。あくまでも寄附なので「申込書」が入っています。このような形で申し込みをされた寄附ですが、納入については、先ほどみた資料①の「寄附申込額絶対的納付ノ義務アルヤ」、義務はありますという話でした。何とも恐ろしいところです。ここからは新市庁舎建設に際して寄附金募集のためにつくられた「地域動員型寄附金徴収体制」とでも申しませうか、そういったものの姿が見えてきます。

それが実際にどうだったのか、申し込み動向を表から見ていきたいと思います。お時間